

気候変動影響評価等小委員会の当面の進め方について

1. 背景

平成27年3月に取りまとめた「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について（意見具申）」においては、日本における気候変動による影響の評価における課題として、下記の4つの取組を推進すべきとしており、具体的な取組の進め方について検討をしていく必要がある。

- (1) 継続的な観測・監視、研究調査の推進及び情報や知見の集積
- (2) 定期的な気候変動による影響の評価
- (3) 地方公共団体等への支援
- (4) 海外における影響評価等の推進

また、平成27年11月に閣議決定された「気候変動の影響への適応計画」においては、基本的な進め方や、計画の見直しについて、下記のとおり記載されており、気候変動の影響評価の具体的な進め方について検討をしていく必要がある。

気候変動及びその影響の観測・監視や予測を継続して行い、それらの結果や文献レビュー等によって最新の科学的知見の把握を行い、気候変動及びその影響の評価を定期的実施し、当該影響評価の結果を踏まえて、各分野における適応策の検討・実施を行い、その進捗状況を把握し、必要に応じ見直すというサイクルを繰り返し行うことで、順応的なアプローチによる適応を進めていく。

本計画の見直しについては、今後の国際動向を踏まえつつ、おおむね5年程度を目途に気候変動の影響の評価を実施しこれを取りまとめ、当該影響評価の結果や各施策の状況等を踏まえて、必要に応じて本計画の見直しを行うこととする。ただし、計画全体に関わる新たな課題が明らかとなった場合や、各分野における適応に関する基本的な施策に影響を与えるような新たな知見が得られた場合等には、その時点において、必要に応じて本計画の見直しについて検討することとする。

2. 気候変動影響評価等小委員会の趣旨

小委員会において、継続的な科学的知見の集積、気候変動の影響評価、地方公共団体等の支援等の具体的な進め方について検討を進め、「気候変動影響の観測・監視、予測及び評価等に関する方針（仮称）」を中間的にとりまとめる。

国、地方公共団体等においては、この方針を踏まえて、計画的に気候変動影響の観測・監視、予測及び評価等に関する取組を進め、その成果を、おおむね5年後（平成32年ごろ）となる適応計画の見直しに必要となる気候変動の影響評価等に活用する。

3. 気候変動影響評価等小委員会における主な論点

本小委員会においては、意見具申において示された4つの課題を主な議論の対象とし、それぞれ下記の論点を中心に議論を進め、その結果を整理していくこととする。（特に（1）及び（2）の論点について重点的に議論する。）

（1）継続的な観測・監視、研究調査の推進及び情報や知見の集積

- 気候変動の進行状況の継続的な観測・監視は、どのような体制で進めていくべきか。
 - ・ 観測・監視の実施主体、対象、頻度等はどうあるべきか。
 - ・ 重点的に観測・監視をすべき項目や、知見が不足している項目は何か。
- 気候変動やその影響の予測に関する調査研究は、どのような条件で行っていくべきか。
 - ・ 予測計算のために必要なシナリオ、気候モデルは何か。
 - ・ 具体的に何年後の将来を予測すべきか。
 - ・ 何℃上昇したときの影響を評価すべきか。
 - ・ IPCC の評価報告書等との調和をどう図っていくべきか。
- 気候変動リスクを構成する外力（ハザード）、脆弱性、曝露のうち、脆弱性や曝露に関する調査研究は、どのように実施すべきか。
 - ・ 社会経済シナリオはどう設定すべきか。
 - ・ 分野（農業、自然災害、健康など）ごとに、どのように脆弱性評価を進めていくべきか。

(2) 定期的な気候変動による影響の評価

- 定期的に気候変動による影響評価を実施していくための仕組みや体制は、どうあるべきか。
 - ・ 重大性、緊急性、確信度による評価方法に関する課題や改善点は何か。
 - ・ 文献情報の収集や評価に当たっての課題や改善点は何か。
 - ・ 様々な研究機関等が保有する気候変動影響に関する知見をどのように収集・整理していくべきか。
 - ・ 脆弱性や曝露を含めた総合的な気候変動リスクの定量化・指標化は可能か。

(3) 地方公共団体等の支援

- 地方公共団体等による気候変動の影響評価等の取組を促進していくには、どのような情報や支援ツールを提供していくべきか。
 - ・ 気候変動適応情報プラットフォームで収集・整理・提供すべき情報や支援ツールは何か。
 - ・ 地方公共団体等が主体的に気候変動の影響評価等を行っていくために、どのような支援をしていくべきか。
 - ・ 地域における関係者の取組や連携を強化するには、どのような枠組みを構築していくべきか。
- 地方公共団体、民間事業者、国民等のステークホルダーが、気候変動の影響等についての理解を深めていくには、どのような普及啓発を進めていくべきか。

(4) 海外における影響評価等の推進

- 世界各地で発生した気候変動の影響（世界の食糧需給に及ぼす影響、グローバルサプライチェーンの中断による影響など）が日本国内に及ぼす影響について、どのように評価をしていくべきか。
- 途上国における気候変動の影響評価等の支援は、どのように進めていくべきか。

4. 当面のスケジュール（案）

平成 28 年

10 月 7 日 当面の進め方について（第 10 回小委員会）

10～12 月 学識経験者へのヒアリング

（取組の紹介に加え、主に（1）及び（2）の論点への意見）

地方公共団体、民間事業者等へのヒアリング

（取組の紹介に加え、主に（3）及び（4）の論点への意見）

12 月中旬 論点の整理

平成 29 年

1～2 月 中間とりまとめについての議論

3 月 気候変動影響の観測・監視、予測及び評価等に関する
方針（仮称）の中間とりまとめ

その後 気候変動影響の観測・監視、予測及び評価等に関する
新しい知見の収集・整理及び議論 等

※ 小委員会における審議状況については、適宜、中央環境審議会地球環境部会に報告を予定。